〃	黄金(おうごん)あつひめ	岩田正樹 静岡県御殿場市保土沢1157番地の249 渡辺**塔**二 静岡県御殿場市永塚59番地の１	第32458号 平成29年９月28日
Isotoma axillaris Lindl.	TMLU1301	Branded Garden Products Limited 3rd Floor Cumberland House, Cumberland Place, Southampton, England, SO15 2BG, United Kingdom	第32433号 平成29年９月19日
〃	LU1202	〃	第32434号 平成29年９月19日
〃	LU1204	〃	第32435号 平成29年９月19日
Lactuca sativa L.	LL-1014	渡辺農事株式会社 千葉県野田市柳沢13番地	第32225号 平成29年６月14日
〃	ノッチグリーングラス	ツルタのタネ株式会社 群馬県伊勢崎市赤堀今井町二丁目1098番地10	第32467号 平成29年10月３日
Lavandula L.	SSECNIRP YL-TSOHG	Steven M. Eggleton 12 John St, Wandin North VIC 3139, Australia	第32381号 平成29年８月23日
Oncidium Group	ドクターイエロー	西村次郎 福岡県八女市本412	第32465号 平成29年10月２日
Oryza sativa L.	一穂積(いちほづみ)	秋田県 秋田県秋田市山王四丁目１番１号	第32507号 平成29年10月19日
Prunus persica (L.) Batsch	甲斐(かい)トウ果(か)17	山梨県 山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号	第32468号 平成29年10月４日
Rheum L.	長野(ながの)おぶせ10号(ごう)	東印園芸有限会社 長野県上高井郡小布施町押羽465	第31396号 平成28年８月10日
Rhodohypoxis baurii (Baker) Nel	HIL200802	Philip van Hilst Bernsehoef 2, 5171 PJ, Kaatsheuvel, The Netherlands	第32439号 平成29年９月25日
Rosa L.	恵農(えのう)12号(ごう)	Tang Hua Shangdongsheng, Pingyinxi, anfuaqianjie 74 hao, China	第31736号 平成29年１月12日
〃	恵農(えのう)11号(ごう)	〃	第31737号 平成29年１月12日
〃	KIMwing	有限会社キムラ企画 埼玉県北**葛**飾郡杉戸町堤根4425―1	第32482号 平成29年10月６日
〃	KIMisla	〃	第32483号 平成29年10月６日
Salvia L.	So Cool Pink	Steven M. Eggleton 12 John St, Wandin North VIC 3139, Australia	第32429号 平成29年９月12日
Tulipa L.	ピンクダイヤモンド　エボリューション	水澤勝栄 新潟県胎内市北成田1720	第32485号 平成29年10月10日
Vitis L.	くろつぶ１号(ごう)	ＮＰＯ法人がねふの会 岡山県岡山市北区岩田町５―８	第32407号 平成29年９月６日

○農林水産省告示第三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年二月十三日

農林水産大臣　**齋**藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県岩沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年二月十三日

農林水産大臣　**齋**藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県亘理郡亘理町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び亘理町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年二月十三日

農林水産大臣　**齋**藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県亘理郡山元町山寺字須賀二の一八九（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　飛砂の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年二月十三日

農林水産大臣　**齋**藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県黒部市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　発電用施設周辺地域整備法第二条に規定する発電用施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び黒部市役所に備え置いて縦覧に供する。）